

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

令和2年1月29日 開催

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和2年1月29日（水） 午後1時25分より

2 会 場 赤穂市役所 6階 第2委員会室

3 出席者

被保険者代表	大前和弘、大田 登、平岡登美子、平岡かね子
医師・歯科医師・薬剤師代表	中村隆彦、赤井高之
公益代表	釣 昭彦、家入時治、沖 知道、山田和子
市長	牟礼正稔
事務局	(健康福祉部長) 西田佳代 (医療介護課長) 松下直樹 (税務課長) 池尾和彦 (国保医療係長) 田中志保 (国保医療係主査) 山本大輔

4 会議次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 市長あいさつ
- (3) 議事録署名委員指名
- (4) 議事
 - ① 令和2年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針について
 - ② その他
- (5) 閉会あいさつ

事務局

失礼いたします。定刻より早いですけれども、皆さまお揃いになりましたので、ただ今から、赤穂市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様にはご多用のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、沖会長よりごあいさつの方をお願いいたします。

会長

はい。皆さん、こんにちは。

やっと雨も上がりまして、良いお天気となってまいりました。

皆様におかれましては、何かとお忙しい中、本協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、国民健康保険事業につきましては、構造的な問題から全国どの自治体を見ても依然として、財政的に大変厳しい状況におかれております。

このような状況の下、国は人生 100 年時代を見据え、誰もが安心できる全世代型社会保障制度の構築を目指し、医療、介護を含む社会保障全般にわたる改革の議論を進めていくこととしております。

本市におきましても、依然として財政的に大変厳しい状況でございますが、このような中、今年度におきましても、県から納付金等の本算定結果が年明けに示されたところであります。

本日は、本算定結果を踏まえた令和 2 年度赤穂市国民健康保険事業運営方針につきまして、市長より諮問を受けております。

委員の皆様には、慎重なご審議をよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

事務局

どうもありがとうございました。

続きまして牟礼市長より、ごあいさつを申し上げます。

市長

改めまして、こんにちは。本日は、委員の皆様方には大変ご多用のところ、本協議会にご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

平素は、赤穂市の国民健康保険事業の運営につきまして、また市政全般にわたり、委員の皆様方にはご支援とご理解をいただいておりますことを、改めてお礼申し上げます。

先ほども、会長からお話ございましたけれども、国民健康保険事業は、生産年齢人口の減少、また少子高齢化など様々な要因がございまして、非常に厳しい状況が続いております。平成 30 年 4 月に新しい制度になりましたけれども、依然として厳しく、各自治体とも一般会計から多額の繰入を行っているところでございます。赤穂市においてもそういう状況が続いております。

このような中、令和元年度における本市国保の運営状況につきましても、高齢化の進展や医療技術の高度化などの影響により、依然として医療費は高い水準で推移しておりますけれども、県からの特別交付金が多く見込まれることもありまして、決算におきましては 3,500 万円ほどの剰余が出る見込みでございます。

令和 2 年度におきましては、年明けに県から納付金等の本算定結果が示されま

した。それを受けまして、本市における影響などを踏まえて検討した結果、財政調整基金の活用により、所得割額の税率、均等割額、平等割額において、医療分は引き下げ、介護分は、必要額に対する不足の割合が高いことから引き上げることといたしております。また、課税限度額については、負担と公平性の観点及び中間所得層の負担軽減を図るため、政令で定めます額へ引き上げることといたしております。

このあと、令和 2 年度の国民健康保険事業の運営基本方針につきまして、お諮りしご審議いただくわけでございますが、なにとぞ慎重審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

なお、本日、市長はこの後、他の公務が入っております。申し訳ありませんが、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

市長

よろしくお願いいたします。失礼いたします。

(市長退席)

事務局

それでは、会議を進めさせていただきます。

本日の委員の方々の出席状況ですが、協議会資料 14 ページをご覧ください。

花房委員、寺田委員から欠席の通知をいただいております。

本日は、委員 12 名中 10 名の出席で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので、運営協議会規則第 6 条の規定により本会は成立いたしますのでご報告いたします。

なお、被保険者代表の大前委員におかれましては、前委員の折原委員が昨年 9 月 30 日付で退任されたことにより、令和元年 10 月 1 日に委員に就任いただきました。今回が初めてのご出席となっておりますので、ご紹介の方をさせていただきます。

委員

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

(事務局紹介)

それでは、以降の議事進行は運営協議会規則第 7 条の規定により沖会長に議長をお願いさせていただきます。沖会長、よろしくお願いいたします。

会長

はい。それでは、まず始めに、本協議会は運営協議会規則第 12 条の規定によりまして、会議を原則公開することといたしております。

本日の傍聴者は 2 名です。それではご入場いただきます。

(傍聴者入場)

会長

それでは、議事の前に議事録署名委員の指名についてでございます。僭越ではございますが、私の方から指名させていただきたいと存じます。

大田委員さんと平岡登美子委員さんをお願い申し上げます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日の審議事項は、諮問を受けております令和 2 年度赤穂市国民健康保険事業の運営基本方針についてであります。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。始めに、配布しております資料を確認させていただきます。

先にお届けしておりました「赤穂市国民健康保険運営協議会」資料 1 冊、ページ数は 14 ページであります。あと、本日配付の資料としまして、お手元に 1 枚もので「添付資料①令和 2 年度激変緩和検討のための基準額の本算定結果と措置の方法について」、「添付資料②令和 2 年度保険税率算定過程表（本算定）」の資料をお配りしております。ページの抜け等はありませんか。ご確認をお願いします。

申し訳ございませんが、1 カ所資料の訂正をお願いいたします。

「赤穂市国民健康保険運営協議会」資料の 4 ページ、アの税率等及び課税限度額の改正の表中、基礎分の平等割額、改正額（率）の欄で、17,439 円となつてございますが、マイナス 2,500 円と訂正をお願いいたします。大変、申し訳ございませんでした。

それでは、私の方からは、運営基本方針のうち主に制度改正等について説明いたしまして、決算見込み・予算の詳細については係長の方から説明いたします。

まず、協議会資料 1 ページをご覧ください。

「はじめに」のところで述べておりますように、医療費の更なる増加が必至の状況にある一方、被保険者数の減少などにより保険税収入の大きな伸びは見込めず、国保事業の財政状況は厳しい状況にあります。

このような中、国保制度を将来にわたり持続可能な保険制度とするため、平成 30 年 4 月に施行された新制度では、ともに保険者である県と協議を重ねながら、県内における保険料水準の統一という保険制度の理想を目指し、県と市町が共通認識のもと、一体となって国保の財政運営の安定化、事務の標準化、広域化及び効率化を推進していくこととなりました。

市町村は、地域住民と身近な関係の中、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担いながら、人生 100 年時代を見据え、給付と負担の見直しなどの医療保険制度の変革に的確に対応していく必要があります。

保険者といたしましては、責務を十分に認識し、今後の医療費の動向等を見極めながら、適正かつ安定的な国保事業の運営に県下一体となって取り組んでまいります。

1 ページの中ほどに、参考として、令和 2 年度医療保険制度等の改正予定のうち、国保事業運営に関係する主なものを記載しております。

第 1 点目は、保険税の課税限度額の見直しであります。

国は、保険税の負担については、負担能力に応じて応分の負担を求めることを通じて保険税負担の格差是正に取り組む考えを示しております。国保において、相当の高所得の方であっても、保険税の課税限度額しか負担しない仕組みとなっていることから、この限度額を引き上げることとしております。

具体的には、医療分を 61 万円から 63 万円に 2 万円引き上げ、介護分を 16 万円から 17 万円に 1 万円引き上げられるものでございます。

今回の改正で、課税限度額全体では 96 万円から 99 万円となります。

後ほど、事業運営方針のところでも説明させていただきますが、当市国保事業に

においても、93万円の課税限度額を、令和2年度において法令で定められた限度額の99万円まで引き上げたいものであります。

第2点目は、低所得者に係る応益保険税軽減措置の見直しであります。

これは、応益保険税の軽減措置について、軽減対象となる判定所得の算定において、物価の上昇傾向を踏まえて、賃金の上昇等により、軽減対象から外れないようにするための措置であります。

第3点目は、診療報酬の改定であります。

これは、医師の報酬等を含む本体部分を0.55%引き上げ、逆に薬価等の部分を1.01%引き下げることで、令和2年度の診療報酬全体では0.46%のマイナス改定となっております。

以上が、制度改正予定の主な項目の説明であります。今後、関係法令等を確認しながら、的確に対応してまいりたいと考えております。

次は、1ページ下段から2ページにかけての項目2の令和元年度赤穂市国保財政の状況についてであります。

歳入の決算見込みにつきましては、一般会計からの繰入れを行うとともに、保険税、前年度繰越金、県支出金などにより、歳入総額は、54億3,188万9千円と見込んでおります。

次に、歳出の決算見込みですが、療養給付費の算定基礎となる総医療費につきましては、令和元年度当初、約44億3,000万円と見込んでおりましたが、現在の見込みでは、約44億9,900万円で、平成30年度決算との比較では、4%の増となっております。

県へ納付する国保事業費納付金は、約13億2,798万円となる見込みであり、これらを合わせまして、歳出総額を、約53億9,688万9千円と見込んでおります。

結果、剰余金につきましては、3,500万円と見込んでおります。

続きまして、2ページから7ページにかけての項目3の令和2年度赤穂市国保事業の運営についてであります。

まず、(1)基本方針であります。アといたしまして、医療費総額の積算につきましては、県から示された保険給付費額を基に、対前年度決算見込比1.24%減の約44億4,295万2千円と見込んでおります。

依然として高い水準で推移する医療費の適正化対策といたしまして、3ページにかけましてのウをお願いします。特定健康診査・特定保健指導事業を第3期計画に基づき適切に実施し、医療費の適正化に努めてまいります。また、後発医薬品の使用促進についても、一層努めてまいります。

エの収納対策につきましても、きめ細やかな対応を引き続き行ってまいります。

(2)の保険税率等の改正方針をご覧ください。

保険税率につきましては、令和元年度は国保の県単位化による影響で一定以上保険税が上昇する市町に対する県からの激変緩和措置が講じられたことなどから、一旦据え置きとし、中・低所得者の負担軽減を図るため、基礎分について課税

限度額の引き上げ相当分をもって所得割税率を0.1%引き下げております。

令和2年度につきましては、被保険者間の保険税負担の公平性確保の観点から、法令改正により課税限度額が全体で99万円まで引き上げられることとなり、このままでは政令で定める額と2段階の差が生じることから、平成30年の県単位化に伴い、国の基準に合わせる方針に変更したことも踏まえまして、政令で定める99万円まで引き上げることといたしました。

また、平成28年度の改定以後、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税率は、課税限度額を除き据え置いてまいりましたが、特に介護納付金分については、必要額に対する不足の割合が高いことから、「保険税率の改定状況」の表の一番下令和2年度（案）に記載しておりますとおり税率等を引き上げ、基礎分については、課税限度額及び介護納付金分の引き上げによる被保険者の負担増への影響を考慮するとともに、財政調整基金も活用しながら、税率等を引き下げることといたしました。

4ページに参考といたしまして「兵庫県による令和2年度標準保険料本算定に係る標準保険料率等との比較」を掲記しております。

「標準保険料率」の欄につきましては県から示された税率等で、「激変緩和措置なしと想定した率」の欄につきましては今回、約3,000万円の激変緩和措置を受けておりますが、措置がない場合の税率等になります。いずれも現行税率より高い税率等となってまいります。

アの税率等及び課税限度額の改正であります。税率等の改正につきましては、年明けに県から納付金等の本算定結果が示され、本市における影響額などを踏まえ検討した結果、先ほど説明いたしました下記のとおり改正することといたしました。

また、課税限度額の改正につきましては、1ページの制度改正予定のところの説明いたしましたとおり、アに記載しておりますように引き上げを行うものであります。

国保条例で定める限度額93万円と政令で定める額99万円との間に2段階の差が生じてまいりますが、一昨年の県単位化に伴い、国の基準に合わせる方針に変更していることから、今回、いきなり6万円の引き上げを行うことといたしました。

6万円の引き上げに関しましては、今後も高齢化等による医療費の増嵩が見込まれる中、負担感が重いといわれる中間所得層の被保険者の税負担をできる限り軽減するというねらいから引き上げを行いたいものであります。

イの低所得者に係る応益保険税の軽減判定所得基準の改正につきましては、国の制度改正に基づき実施いたすものであります。現段階での試算では、今回の改正により軽減措置拡充の影響を受けると見込まれる世帯が約54世帯で、その影響額は約90万円と見込んでおり、県の4分の3負担で、一般会計からの繰入金で補填されることになります。

5 ページのウにおきまして、今回の改正に伴う保険税への影響額を掲記いたしております。

保険税の改正内容は、限度額や低所得者への軽減の見直しなど、特定の所得階層への措置が主となっておりますので、ここに掲記いたしました平均値と、実際の被保険者個人ごとの保険税とは異なるものとなりますが、理論値として参考にしていただきたいと思います。

表の一番上の全体平均、比較の欄をご覧ください。1人当たりの調定額としましては、全体平均での比較でマイナス 2,239 円、1世帯当たりでも 3,516 円の値下げという格好になってまいります。

次に、(3)歳出のアの医療費の状況についてであります。

アの総医療費、10 割分の医療費につきましては、退職分で、退職者医療制度の経過措置が終了したことから、一般分のみとなっております、前年度決算見込比 1.15%減の約 44 億 4,300 万円の見込みとしております。

6 ページ、イの国民健康保険事業費納付金につきましては、県から示された額を計上しております。

保健事業費を含めました歳出総額は、52 億 6,300 万円で、対前年当初比較で 1.7%の増となっております。

この増加の主な要因は、保険給付費が増となったものであります。

次に(4)歳入のア保険税についてですが、3 ページ(2)の税率等の改正方針のところで説明させていただいた内容を反映し、予算計上しております。

現年課税分全体で、対前年当初予算比較で 6.5%減、約 5,300 万円減の約 7 億 5,495 万円、国保税全体では、6.8%減の約 7 億 8,955 万円となっております。

必要となります財源につきましては、エにおきまして、一般会計から保険基盤安定制度などのルール分以外に、福祉医療波及増分、多子世帯税減免分や保健事業費分に特別に⑤の 1,963 万円を繰り入れることとし、さらにオの財政調整基金から、5,800 万円を繰り入れることにより収支の均衡を図っております。歳入総額は歳出と同額の 52 億 6,300 万円となっております。

以上で、私の説明を終わります。続きまして、係長の方から予算額等の詳細な説明をさせていただきます。

失礼いたします。それでは、座って説明の方をさせていただきます。

8 ページの第 1 表をご覧ください。主なところを説明いたします。

まず、表の右側の歳出ですが、2 保険給付費の中の療養給付費、これは現物給付に対する保険者負担額ですが、現計予算額 32 億 5,947 万 5 千円に対しまして 32 億 8,228 万 6 千円と見込んでおります。その内訳は、右の説明欄に記載しておりますが、一般分が 32 億 7,713 万 6 千円、退職分が 515 万円となっております。

12 ページ下側の第 6 表をご覧ください。

療養給付費を算出する基となる医療費の動向ですが、令和元年度の年間医療費総額は、一般被保険者が 44 億 9,467 万 2 千円、対前年比 4.91%増、退職被保険者

事務局

等につきましては407万3千円、対前年比90.17%減と見込んでおります。

1人当たりの医療費を見ますと、一般被保険者45万5,157円、対前年比8.54%増、退職被保険者等814,600円、対前年比35.67%増となっております。

8ページの第1表にお戻りください。療養給付費の下の療養費の決算見込額は3,169万1千円、その2つ下の高額療養費は4億7,973万5千円、移送費は10万円、出産育児一時金は924万円、葬祭諸費は405万円、結核医療諸費は5千円、精神医療諸費は700万円とそれぞれ直近の実績から見込額を算出しております。

その下の、3国保事業費納付金につきましては、医療給付費分は9億4,984万7千円、後期高齢者支援金等分は2億8,755万5千円、介護納付金分は9,058万円となる見込みであります。

次に4保健事業費は3,698万7千円を見込んでおります。

以上、歳出総額は、53億9,688万9千円となる見込みであります。

次に、これらの歳出に対する歳入ですが、同じ表の左側をご覧ください。

まず、表の左上、1保険税収入ですが、現計予算額に比べて1,415万8千円マイナスの8億3,315万3千円となる見込みです。

4県支出金の中の普通交付金ですが、歳出で説明しました療養給付費などの保険給付に要する費用として、県から全額交付されるもので、右の説明欄のとおり、38億1,626万2千円を見込んでおります。

次の市町村の特別な事情に応じて支払われる特別交付金は、1億9,008万3千円を見込んでおります。

次に6繰入金のなかの一般会計繰入金ですが、市単独支援額1,866万5千円を含む3億9,916万3千円を繰り入れていただく予定にしております。

次に7繰越金は、平成30年度から繰り越しました1億7,616万2千円となっております。

8諸収入は、第三者行為の納付金ほかとして、1,625万3千円の収入を見込んでおります。

以上のような結果から、歳入総額は、54億3,188万9千円となり、現時点では剰余金をページ右下に記載しておりますとおり3,500万円と見込んでおります。

それでは、引き続き令和2年度の予算について説明させていただきますが、その前に、年明けに県から示されました納付金等の本算定結果について説明させていただきます。

本日、配付させていただきました資料のうちA4ヨコの資料①をお願いします。

平成30年の国保制度改革が原因で一定以上保険税が上昇する市町に対しては、被保険者の急激な負担増とならないよう、県において激変緩和措置が講じられております。この措置は新制度の施行状況を踏まえて3年ごとに見直されることとなっており、令和2年度がその3年目となります。

「1 基準額（年額）の本算定結果」の表をご覧ください。赤穂市については、上から10番目のアンダーラインを引いているところになりますが、2年度推計を

基に算出した基準額が14万1,386円、28年度基準額と比較しました1年分の増加率が5.3%になっております。

県におきましては、令和元年度は約10億円の財源を使って激変緩和措置しておりましたが、令和2年度は本算定の結果、約7億円の財源を使って被保険者1人当たり基準額が4.7%以上増加する市町の4.7%を超える部分を措置することになっております。

赤穂市におきましては、令和元年度は約6,800万円で激変緩和措置してくれていたものが、令和2年度は5.3%増加するうちの4.7%を超える0.6%分に対して約3,000万円で激変緩和措置を講じてくれることとなります。

それでは、本日配付させていただきましたもう1枚の資料②「令和2年度 標準保険料（税）率算定過程表（本算定）」をご覧ください。

表の1番上、①の保険税所要額の下に行④の国民健康保険事業費納付金が、今回の本算定で、県から示されました、赤穂市国保が県へ納めなくてはならない一般被保険者に係る納付金の額となります。

この額については、1行下に参考として記載しております激変緩和措置が講じられ、減額された後の額となります。

この納付金の額に、各市町によって温度差があります個別事情、要は各市町が独自に実施している保健事業や任意給付に要する費用などについて上乗せ加算いたしまして、国保を1年間運営するために必要な金額が出てまいります。

その金額に、各市町によって温度差があります補助金や過年度の保険税収入などについては、納付金を納めるための財源の一部となりますので、その額を控除した後が保険税として集めなければならない額となり、①の保険税所要額となっております。

このまま100%収納できるのであれば、この状態で税率を算定すればいいのですが、どうしても徴収できない部分もございますので、過去3か年平均により県が示した標準的な収納率を基に、医療分と後期支援金分は93.81%、介護分は90.00%で割り戻した額が、③の税率を算定する保険税総額となります。

そして、この総額を県の国民健康保険運営方針において標準的な賦課割合として示されている所得割50%、均等割35%、平等割15%の割合で按分し、それぞれを赤穂市国保の所得総額、被保険者数、世帯数で割ったものが、⑩から⑫の令和2年度想定保険税率、要は納付金を県へ納めるために必要な標準的な保険税率となります。

現行の保険税率と比較したものを、下からふたつ目の表に示しておりますが、例えば医療分でいいますとマイナスとなっております、現行の税率の方が高いことがお分かりいただけると思います。

それでは、この結果を踏まえた令和2年度の予算について説明させていただきます。資料の方に戻っていただいて12ページ第5表をご覧ください。

被保険者等の状況ですが、2年度の一般被保険者は対前年比1.77%減の9,700

人を見込んでおります。退職被保険者等につきましては、退職者医療制度の経過措置が令和元年度で解消され、令和元年度中にすべての方が一般被保険者に変わられるため、人数を0人としております。全体といたしましては、対前年比1.82%減の9,700人と見込んでおります。

次に医療費総額ですが、下の第6表をご覧ください。

医療費の算出に当たっては、県が過去の実績をベースに推計した保険給付費額に基づき見積りました。

その結果、右端の合計欄に記載のとおり44億4,295万2千円、対前年比1.24%の減と見込んでおります。1人当たりの医療費を見ると、45万8,036円、対前年比0.59%増となります。

続きまして9ページの第2表をご覧ください。表の右側の歳出についてですが、2の保険給付費の中の療養給付費は、一般分で32億5,046万4千円、退職分として単位計上の1千円、合計で32億5,046万5千円、前年度決算見込比0.97%減と見積りました。

療養費、高額療養費等につきましては、過去の実績を踏まえ、さらに最近における動向を考慮して、表のとおり見込んでおります。出産育児一時金は30件1,260万円、葬祭諸費は90件450万円、結核医療諸費は3万6千円、精神医療諸費は700万円を計上しております。

その下、3 国保事業費納付金については、県から示された額に基づき医療給付費分を9億5,082万6千円計上しております。そのうち、右の説明欄に記載しております、退職分の132万8千円でございますが、被保険者は0人で見込んでおりますが、国保税の滞納繰越分及び平成30年度分の精算分の納付金を算定するというルールに基き、県から示された額を計上しております。後期高齢者支援金等分を2億8,291万3千円、介護納付金分を8,723万5千円それぞれ計上しております。

その他、1 総務費6,158万2千円、4 保健事業費4,551万7千円、5 公債費50万円、その他、6 諸支出金から8 予備費までで、合わせて1,879万円を見込んでおります。

以上により、歳出全体では、52億6,300万円、前年度当初予算比1.68%増を見込んでおります。その内訳につきましては、ページの一番下に記載のとおり、一般分48億9,106万円、退職分179万2千円、後期分2億8,291万3千円、介護分8,723万5千円となっております。

次に表の左側の歳入ですが、4 国庫支出金につきましては、国において国民健康保険システムの改修に要する費用に対する財政支援が予定されていることから、改修経費として440万円を計上しております。

5 県支出金につきましては、市町村の保険給付に要する費用に対して全額交付される普通交付金と、市町村の特別な事情に応じて支払われる特別交付金とがございますが、それぞれ県から示された額に基づき、合わせて40億1,030万5千円

を計上しております。

7 繰入金の、一般会計繰入金ですが、11 ページの第 4 表をご覧ください。

(1)保険基盤安定制度による繰入金、これは低所得者の保険税軽減分に対する補填分ですが、合計で 2 億 4,490 万 6 千円、(2)職員給与費等繰入金が 5,416 万 1 千円、(3)出産育児一時金繰入金が 840 万円、(4)財政安定化支援事業による繰入金が合計で 5,817 万 1 千円、(5)その他一般会計繰入金といたしまして、保健事業費分が 463 万円、福祉医療波及増分及び市独自減免分が 1,500 万円、合計 1,963 万円を繰り入れていただきます。一般会計からの繰入金の総額は、3 億 8,526 万 8 千円を繰り入れていただく予定としております。

もう一度、9 ページをお願いいたします。左上の 1 保険税につきましては、予定収納率を現年課税分で医療給付費分と後期高齢者支援金分 93.81%、介護納付金分は 90.00%に設定して、調定額に対する収納額を算出した結果、一般、退職を合わせて医療現年分で 5 億 1,574 万円、1 行飛びまして、後期現年分で 1 億 8,968 万 2 千円、2 行下の介護現年分で 4,952 万 6 千円の税額となりました。滞納繰越分につきましては、医療分を 12.00%、後期・介護分を 10.00%の予定収納率として見積り、総額で 7 億 8,955 万 1 千円を予算計上しております。

以上、歳入合計 52 億 6,300 万円の予算としております。

一般、退職、後期、介護の内訳は、10 ページの第 3 表に記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

また、資料の 13 ページに用語の解説を記載しておりますので、またご覧ください。

以上で、令和元年度の決算見込みと令和 2 年度予算内訳に係る説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。運営基本方針について、ご発言はございませんでしょうか。

委員 A

はい。

会長

はい、どうぞ。

委員 A

はい、2 ページ令和元年度の歳出の決算見込みとして総費用額が 44 億 9,800 万円とありますね。退職分はマイナス 62%とあるんですが、どこから出てくるんでしょうか。1 人当たり費用額は増えていますよね。

事務局

はい、当初見積り額がこの資料には出ていないので分かりづらいと思いますけれども。

委員 A

1 人当たりが 35%増えているということは、総額でこれだけ減っているというのは対象人数がそれだけ減っているということなんですかね。

事務局

対象人数は減っております。人数につきましては、12 ページの第 5 表で被保険者数の推移として記載しておりまして、平成 30 年度は年間平均で 69 名だったところ、令和元年度の見込みでは 5 名ということですからかなり減っています。

そのため、1 人当たりは上がっていますが、総費用額としては減っています。

委員A
事務局 極端に減っている理由というのは何かあるんですか。
はい、退職者医療制度は経過措置があったんですが、退職者には新たに適用されないことになっていまして、一般の被保険者に移行してしまい、令和2年度においては0人になってしまうということで、退職の人数はどんどん減っていております。

委員A はい、わかりました。もう1点、出産育児一時金というのは42万円支払われるんですけど、実際に今、出産費用はいくらくらいかかるかというのは把握されてるんでしょうか。
事務局 現在、出産育児一時金をお支払いする場合に、42万円を超えている方もおられますし、42万円かからずに済んでいる方もいらっしゃいます。

委員A 極端には出産費用は上がっていないのか、その辺りはつかんでますか。
事務局 それはつかんでおりません。
委員B はい。
会長 はい、どうぞ。
委員B 決算見込みの関係で、徴収率の問題ですが、県の標準的な率で2年度は予算計上されてるということで、おそらく元年度もそういう形で計上されてると思いますが、決算見込みでは、徴収率はそれより上なのか、下なのかどの程度で推移しているのかお尋ねしたいと思います。

事務局 元年度の当初見込みの時には、94%の目標値で予算を立てたんですけども、1月末で前年に比べて徴収率が上がっていましたので、94%は超える見込みで見積もっております。

委員B なかなか大変だと思いますが、徴収の方をよろしくお願ひしたいと思います。
事務局 新年度の関係なんですけど、賦課限度額が総額で99万円ということで、私の記憶では、今まで国の政令から1ランク下の段階で推移しておったように思うんですけども、そういう方針が示されたという説明もあったんですが、その方針に乗っ取って2段階、政令と差額なしという対応をされたのか、また他市はどういう状況なのか、それから影響のある人はかなり多いのか、その辺り分かりましたらお願ひします。

事務局 政令で99万円になるということで、確かに赤穂市は1段階下で課税限度額を定めておりました。他市の状況から申しますと、赤穂市ともう1市、2市だけが政令の1ランク下で課税限度額を定めております。
県においては、統一の保険料を目指しましょうということ掲げている中で、課税限度額を政令まで引き上げてくださいますと示されておりますので、運協の中で県の要望に基づいて政令まで引き上げようかということ提案させてもらって、一昨年それで了承をいただいたと。昨年につきましては、7万円引上げということになってしまうことから、7万円となると被保険者に与える影響が大きいということで1段階で留めたという経緯があります。今回、6万円になるんですけども、県の意向、県内では2市のみが国より低い状況、それから今後も高齢化等で医療費

の増嵩が見込まれる中、負担感が重いといわれる中間所得層の被保険者の税負担をできる限り軽減するというねらいから、今回いきに 6 万円を引上げて政令の 99 万円までにさせていただきたいと考えております。

影響額ですけれども、72 世帯から 55 世帯と 17 世帯減少する見込みで、金額にいたしますと約 330 万円の増収を見込んでおります。

会長 よろしいでしょうか。そのほかに何かございませんか。

委員A はい、もう 1 点、2 ページ一番下にありますように県内で医療費が高い、上位になっておったと思いますが、平成 30 年度は何位ですか。

事務局 平成 30 年度につきましては、市と町で合わせますと 7 番目に高い、市だけでいますと 4 番目です。

委員A ちょっと下がってきてますか。

事務局 若干下がってきてますけれども、ただ医療費につきましては見込みが立てにくいところもございます。医療費が高い方が 1 人、2 人と出れば、1 人当たり医療費も上がってくることも考えられますので、一概に下がってきてるとはいえない、高いのは高い状況ですので、今後保健事業なども含め 1 人当たり医療費の抑制には努めてまいりたいと考えております。

委員C はい。

会長 はい、どうぞ。

委員C 3 ページのところ、今、厚労省でもジェネリックをかなり推進してますけれども、ここ数年ではだいぶ上がってきてるのでしょうか。ここがすすめてるのか、病院がすすめているのか。

事務局 ジェネリックにつきましては、薬剤師さんの方ですすすめていただいております。最近のはまだ出てきてないんですけれども、2018 年 3 月現在で赤穂市では 83% の使用率になっていまして、県下で見ますと 2 番目です。

委員C それで「差額通知」とありますが、意味が分かりにくいんですけれども。

事務局 実際に処方されている分の金額と、それを後発医薬品に変えた場合との金額の差が出てきます。その差額が、後発医薬品に変えるとこれくらい安くなりますよということの通知をしております。

委員C 8、9 ページ、4 保健事業費のところ、令和元年は 8 万 9 千円、令和 2 年は 29 万 3 千円とあるのは、ハガキ代だけですか。

事務局 ハガキを送る通信運搬費です。

委員C では、令和 2 年はもっと増えるという予算かな。

事務局 この事業では、効果の分析も含めて業者への委託をしております、実際に置き換えた場合の効果がある一定の金額以上となる方について通知をしております、予算と決算見込みでは人数に差が出てきております。

委員C かなり進めていくのかなと思ったもので。

事務局 今後も後発医薬品の使用促進に努めてまいりたいと思っております。

会長 はい、よろしいでしょうか。ほかに何かございませんでしょうか。

ないようですので、ただ今の事務局の説明事項について、了承してよろしいですか。

委員
会長

(「異議なし」の声あり)

それでは、令和 2 年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針については、諮問内容のとおり承認することで答申することといたします。

なお、答申につきましては、会長に一任いただけますでしょうか。

委員
会長

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

答申書の写しにつきましては後日、事務局から配付させていただきますのでよろしく願いいたします。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

事務局
会長

ございません。

その他、委員の皆様から何かございましたら、どうぞご発言ください。

それでは、特にないようですので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。本日は長時間のご審議を頂きまして、ありがとうございます。

(閉会 午後 2 時 3 5 分)